

# TEL MRAの実施 米国指定機関レポート

総務省MRA国際ワークショップ

2024年3月7日

Ramona Saar

米国国立標準技術研究所（NIST） - 米国商務省

米国

# トピック

- ▶ 1. 導入とNISTの役割
- ▶ 2. TEL MRAの効果的な実施のためのベストプラクティス
- ▶ 3. EU（RED）と日本に対する米国の指定の現状

# 1. 導入とNISTの役割

# NIST



- ▶ 米国国立標準技術研究所 (National Institute of Standards and Technology)
  - ▶ 米国商務省の一部
- ▶ 規制機関ではない
- ▶ 米国の国家計量標準機関 (NMI)
- ▶ 米国のイノベーションと産業競争力を推進
- ▶ 米国の産業を支援するための研究やプログラムをサポート
  - ▶ 1998年以降：電気通信機器の適合性評価 (CA) を行う、米国政府の相互承認協定 (MRA) の米国指定機関 (DA) として機能 (TEL MRA)

# 米国のTEL MRA

- ▶ 米国-EU
  - ▶ すべての加盟国
- ▶ 米国-欧州経済領域（EEA）、欧州自由貿易連合（EFTA）加盟国
  - ▶ アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー
- ▶ 米国-アジア太平洋経済協力（APEC）TEL
  - ▶ オーストラリア、カナダ、台湾、香港、韓国、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール\*、ベトナム
- ▶ 米国-日本
- ▶ 米国-イスラエル
- ▶ 米国-メキシコ
- ▶ 米国-英国



# FCCとNIST - TEL MRAにおける役割分担

- ▶ **FCC - 規制機関 (Regulatory Authority、RA)**
  - ▶ 機器の認可規則を策定
  - ▶ 米国および国外の適合性評価機関 (Conformity Assessment Bodies、CABs) を承認
- ▶ **NIST - 指定機関 (Designation Authority、DA)**
  - ▶ 米国のCABを国外のTEL MRAパートナーに対して指定
  - ▶ 米国の電気通信認証機関 (Telecommunication Certification Bodies、TCBs) をFCCに対して指定

# NIST - 米国のCABをMRAパートナーに対して指定

- ▶ 指定機関（DA）の役割の遂行に関しては、TEL MRAテキストに記載
  - ▶ 米国CABからの申請書類を受け入れて確認
  - ▶ 適格な米国CABを、MRAパートナーの電気通信規制機関に対して指定
  - ▶ MRAパートナーの承認レターを処理
  - ▶ 米国CAB、米国認定機関（Accreditation Bodies、ABs）、規制機関の間の情報交換を推進
  - ▶ 苦情対応
  - ▶ 特定の条件下で指定を取り消し
  - ▶ 規制情報やTEL MRA情報をステークホルダーに広報

# NIST - 米国のTCBをFCCに対して指定

- ▶ NISTは米国内のTCBを米国通信委員会（FCC）に対して指定する機関でもある
  - ▶ [47 CFR 2.962](#)
- ▶ 申請を受け入れて確認し、TCBをFCCに対して指定
- ▶ TCBの認可情報を最新に保つ
- ▶ TCBの変更（所在地、研究所、名前、認定機関）
- ▶ FCCの主要職員をFCCデータベースで管理
- ▶ 苦情対応（FCC、AB、TCBと連携）

# 米国CAB向けNIST指定サービス

## Mutual Recognition Agreements for Conformity Assessment of Telecommunications Equipment

*Mutual recognition agreements expedite international trade of telecommunications equipment*



[Requirements for NIST Designation of U.S. Conformity Assessment Bodies](#)



[U.S. Conformity Assessment Bodies Recognized by MRA Partners](#)



[Frequently Asked Questions](#)

### Introduction

Mutual Recognition Agreements/Arrangements (MRAs) for conformity assessment are government-to-government agreements to facilitate trade of telecommunications equipment. MRAs establish procedures enabling the Parties to recognize each other's competent conformity assessment bodies (CABs - such as testing laboratories or certification bodies) and to accept the conformity assessment results of those CABs for regulatory purposes.

## 2. TEL MRAの効果的な実施のための ベストプラクティス

# ベストプラクティスについて

- ▶ スキーム所有者（規制機関）にとって
  - ▶ TEL MRAの正常な実施とは
    - ▶ 明確な要件
    - ▶ 適切な資質を備えたCAB
    - ▶ メーカーが利用するCABの選択肢の増加
    - ▶ 適合した製品が市場へ投入

# 2023年：MRAの効果的な実施のための 4つのベストプラクティスを導入



## 1. 透明性

スキーム要件の文書化



## 2. CABの資格

評価チェックリストの提供



## 3. 移行期間

要求事項の変更に伴う  
移行期間の設定



## 4. 継続的な研修

定期的な情報共有・  
研修の機会への参加

# 2024年：効果的な実施のために さらに4つのベストプラクティスを追加



## 5. CABの結果のレビュー

CABの結果をレビューし、すべてのCABのパフォーマンスが向上するようにタイムリーなフィードバックを提供



## 6. 問い合わせのしくみ

CABやその他のステークホルダーの技術的問い合わせや解釈に関する質問に、迅速かつ一貫性のある回答ができるしくみを確立



## 7. CABリスト

承認済みCABの正確なリストを公開し、常に最新の情報に更新



## 8. 変更の通知

スキームと技術要件について予定されている変更を、WTO ePingシステムを使用してステークホルダーに通知

# ベストプラクティスの例



## 5. CAB結果のレビュー

日本：総務省がテストレポートをレビューし、RCBにフィードバックを提供

カナダ：ISED、認証レポートと承認済みテストレポートに見つかった問題のフィードバックをCBに提供



## 6. 問い合わせのしくみ

US/FCC ナレッジデータベース-  
[問い合わせを投稿](#)



## 7. CABリスト

US TEL MRA  
パートナー  
リストを[参照](#)



## 8. Notify Changes

電波法改正による日本のePing通知については  
[こちら](#)。

TEL MRAスキーム文書改正によるカナダISEDのePing通知については  
[こちら](#)。

### 3. EU (RED) と日本に対する 米国の指定の現状

EU (RED)

# EU - 米国のRED通知機関 (NB)

- ▶ 18のRED NB が米国に所在
- ▶ NB指定に関するNISTの要件
- ▶ ISO/IEC 17065による認定

# EU - 米国のRED通知機関 (NB)

- ▶ 通知機関に対する現在のNISTの重点事項：
  - ▶ NBは特定の必須要件 (ER) によって認定され、通知される。
    - ▶ 当初：RED第3.1a、3.1b、3.2、3.3条（無線・通信端末機器指令 (R&TTED) 旧規則）
    - ▶ その後追加：
      - ▶ RED第3.3g条（携帯電話E112）、第3.4条（共通充電器）
        - ▶ NBによるアセスメント中
      - ▶ RED第3.3 d/e/f条（サイバーセキュリティ）
        - ▶ 米国ではまだアセスメントは実施されていない

# 必須要件でRED NBを検索 (NANDO/SMCS)

**Search options**

Country  
United States (MRA) ▼

Body type  
All types ▼

Notification status  
Active ▼

Legislation  
2014/53/EU Radio equipment ▼

Procedure / article or annex  
All procedures ▼

Products  
Article 3.4 ▼

**Search results (6)**

COUNTRY United States ✕

NOTIFICATION STATUS Active

LEGISLATION 2014/53/EU Radio equipment ✕

PRODUCTS Article 3.4 ✕

Body type ↓↑	Body Name ↓↑	Country ↓↑
NB 0976	CKC Certification Services, LLC	United States (MRA)
NB 0981	Element Materials Technology Portland - Evergreen Inc.	United States (MRA)
NB 1177	Timco Engineering, Inc.	United States (MRA)
NB 1588	ACB, Inc.	United States (MRA)
NB 2280	MiCOM LABS	United States (MRA)
NB 2907	Sporton International (USA) Inc.	United States (MRA)

2/5/2024 にレポート生成

# EU - サイバーERに対するNB通知の現状

- ▶ いくつかのEU加盟国から、RED NB宛にサイバーERに関する通知があった
- ▶ EU TECsのサイバーセキュリティERに関する法的妥当性：2025年8月1日
- ▶ CEN/CENELECとの整合規格を引き続き開発中
- ▶ NBの資質
  - ▶ 各加盟国は、NB評価のアプローチを決定
  - ▶ 無線機器指令コンプライアンス協会（REDCA）
    - ▶ REDCA がチェックリストの草稿版を掲示
    - ▶ 既存のサイバーセキュリティ規格、ガイダンス、プラクティスに依存
    - ▶ NBサイバーセキュリティ担当者の能力に重点

日本

# 日本 - 米国に所在するRCB

- ▶ 米国に所在し、総務省が承認している登録（海外）認証機関（RCB）が9件
- ▶ 多くのベストプラクティスの実施を成功させている
  - ▶ スキーム文書：総務省・基準認証制度マニュアル（2023年春版） [（英）](#) [（日）](#)
    - ▶ [総務省電波利用ホームページ](#)に掲載
  - ▶ 適合性向上のためのフィードバック：2024年1月に、総務省はテストレポートレビューの際に特定された問題や質問のリストをRCBに提供した。
    - ▶ 各RCBは2024年2月9日までに要回答
- ▶ 変更提案はe-Pingで通知

# まとめ

- ▶ 米国通信技術研究所（NIST）は、米国における米国CABの指定機関である。NISTは、TEL MRA実施の責務を、米国の規制機関、連邦通信委員会（FCC）と共有している。
- ▶ TEL MRA実施の25年間の歴史で、多くの教訓を学んだ。うまくいっているMRAプログラムのベストプラクティスの一部がレビューされ、経済圏特有の例が提供された。
- ▶ NISTは引き続きEUおよび日本の規制の変化を追跡し、規制機関や米国の適合性適合性評価機関と連携して、今後も引き続きMRAを確実に正常に実施していく。

ご清聴ありがとうございました

Ramona Saar

[ramona.saar@nist.gov](mailto:ramona.saar@nist.gov)

TEL MRAプログラムに関するお問い合わせ

[mra@nist.gov](mailto:mra@nist.gov)